

大阪市告示第1321号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年10月2日（金）	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年10月3日（土）	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年10月4日（日）	午前8時15分から 午後7時30分まで
	令和8年10月5日（月）から 同月7日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年10月9日（金）	
	令和8年10月10日（土）	午前8時15分から 午後9時まで
	令和8年10月11日（日）から 同月12日（月）まで	午前8時15分から 午後7時30分まで
	令和8年10月13日（火）から 同月14日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年10月16日（金）	

令和 8 年10月17日（土）	午前 8 時15分から 午後 9 時まで
令和 8 年10月18日（日）	午前 8 時15分から 午後 7 時30分まで
令和 8 年10月19日（月）から 同月21日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時45分まで
令和 8 年10月23日（金）	
令和 8 年10月24日（土）	午前 8 時15分から 午後 9 時まで
令和 8 年10月25日（日）	午前 8 時15分から 午後 7 時30分まで
令和 8 年10月26日（月）から 同月28日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時45分まで
令和 8 年10月30日（金）	
令和 8 年10月31日（土）	午前 8 時15分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）